

岩手県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）設立の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 縦覧に供する書類の名称 当該決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成20年9月5日から平成20年10月6日まで
 - (2) 場所 二戸市役所及び一戸町役場